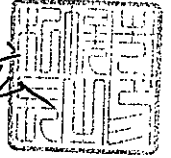


札幌市会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年12月 27 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第44号

札幌市会計規則の一部を改正する規則

札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第39条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項及び第3項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。